

令和4年 4月 14日	
資料提供	
担当課(室)	かつらぎ町 危機管理課
担当者	中 宣行
電話(代表)	0736-22-0300 (内線 2022)

## 「災害等発生時における消防用水等の搬送に関する協定書」調印式の開催について

かつらぎ町では、地震等の大規模災害発災後の火災において、消防用水等の確保が課題となります。そのような時に、和歌山県広域生コンクリート協同組合紀北支部様所有のミキサー車により水を搬送していただき、消火活動等に役立てる内容の協定について協議を進めていたところ、今回合意となり、以下の通り協定書の調印式を執り行うこととなりました。

この協定は、大規模災害時に限らず、町内において建物火災や林野火災が発生した際に、水源の確保が困難なケースにおいても、消火用水搬送の対応もしていただける内容となっております。

1. 日 時 : 令和4年5月6日(金) 午前10時30分から
2. 場 所 : かつらぎ町役場 防災センター1階  
(住所) 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2337番地の1  
(電話) 0736-22-0300
3. 出席者 : かつらぎ町長 中阪 雅則(なかさか まさのり)  
和歌山県広域生コンクリート協同組合紀北支部 支部長  
山名 章善(やまな あきよし)
4. 内 容 : 災害等発生時における消防用水等の搬送に関する協定書 調印式
5. 主 催 : かつらぎ町